



# 熊沢直紀 議員

Naoki Kumazawa



## Q.八所神社内の町有地は A.登記簿上は、公立豊場学校である

平成20年12月定例会で、八所神社の敷地内にある豊山町所有の土地(307㎡)について同僚議員から質問があったが、そのことについて再度質問をする。

平成20年12月定例会で同僚議員への答弁は、名古屋法務局に照会をしたところ、その土地は公立豊場学校となっており、町の財産として、類推せざるを得ないというものであり、財産管理台帳上、従来から普通財産として取り扱っている。寄付はできず、売買をするなら所有権を移転できるとの答弁であった。

**Q** 町長はこの状況を存じならいつ知ったのか。

**A** 町長 知ったのは今年3月頃であり、具体的な土地の経緯等については、今回の質問で初めて知った。

**Q** 現町長の所見も当時の所見と同じか。

**A** 総務部長 今回の件に関して改めて名古屋法務局に確認をしたところ「売買をするためにはまず、所有権の保存登記が必要となる。また、保存登記をするためには公立豊場学校から町が所有権を承継したことを立証する必要がある」とのこと。現時点では公立豊場学校に関する資料・文献が残っていない。そのため公立豊場学校から町が所有権を承継したことを立証することは極めて難しいと考えている。従って所有権の移転が出来ないため売買はできない。

**Q** もし、何らかの方法で保存登記がされ、八所神社から買い戻したいとの要望があれば、売買に応じる意思はあるのか。

**A** 総務部長 仮に、町の所有地として保存登記され、神社側から申し出があった場合には、協議に応じてまいりたい。



▲八所神社内の公立豊場学校跡地